

件 名 市庁舎南館電気設備改修工事

	質 疑 事 項	回 答
1	現場での作業は令和6年4月1日から令和6年7月31日の期間に行うこととありますが、契約締結後から令和6年3月31日までは監理技術者の専任は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	監理技術者を専任で配置すべき期間は、原則契約工期です。ただし、契約工期内であっても、受発注者間において、専任を要しない期間について打合せ記録簿等の書面により明確となっていれば、この限りではありません。なお、具体的な期間については、監督員との協議によります。
2		
3		
4		
5		
6		